



## ひな祭り会 世代間交流～2017～

2月24日（金）から3月2日（木）迄、世代間交流として雛祭り会を行いました。市内5つの保育園から約100名の園児さんにお越し頂き、交流を行ないました。園児さんが登場すると皆さん、大喜びされ、ご自身の孫やひ孫さんを思い浮かべたり可愛い園児さんを食い入るように見つめたりと大興奮です。



イソップ物語の演劇では難しいセリフもスラスラと云えて素晴しかったです！！

恒例のシーツバスケット子供帯は3回戦行っても元気いっぱいです。



ふれあいの森では、地域の皆さんとの交流を深め地域の一員として取り組んでいきます。

ひな祭り当日はボランティアの方による特別コンサートがありました。とても素敵な歌声に酔いしれました！

また、お待ちしております。



子供たちから素敵なプレゼントをいただきました。





## 介護保険を利用した福祉用具購入

福祉用具購入費の支給

特定の福祉用具を購入した場合、その費用（年度ごとに10万円を限度）の9割または8割が支給されます。

支給対象となる特定福祉用具の種類

### 【1】腰掛便座

1. 和式便器の上に置き腰掛式に変換するもの
2. 洋式便器の上に置き高さを補うもの
3. 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際の補助機能を有するもの
4. 便座・バケツ等からなり、移動可能であるもの

### 【2】特殊尿器

- 尿又は便が自動的に吸引されるもので介護者等が容易に使用できるもの

### 【3】入浴補助用具

座位の保持・浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る

1. 入浴用いす
2. 浴槽用手すり
3. 浴槽内いす
4. 入浴台
5. 浴室内すのこ
6. 浴槽内すのこ
7. 入浴用介助ベルト

### 【4】簡易浴槽

- 空気式または折りたたみ式等で、容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの

※ただし、洗髪器や足浴器等の部分浴用の器具は支給対象外

### 【5】移動用リフトのつり具部分

- 自力での移動が困難な方の寝台と車椅子との間等の移動を補助するもので移動用リストに連結可能なもの

